

○結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

平成23年3月30日

規則第6号

改正 平成28年3月30日規則第9号

平成29年3月30日規則第7号

平成31年3月19日規則第4号

令和元年6月28日規則第1号

令和元年12月20日規則第16号

結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成3年結城市規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成23年結城市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（条例第4条第1項第1号の規則で定める者）

第3条 条例第4条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- （2）土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- （3）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- （4）地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- （5）地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- （6）公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- （7）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- （8）国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(条例第4条第1項第2号の規則で定めるもの)

第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる事業とする。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業

(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業

(条例第4条第1項第4号の規則で定める事業)

第5条 条例第4条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(2) 運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業

(3) 事業（たい積に限る。この号において同じ。）を行おうとする者自らが行った建設工事等において発生した土砂等を用いた、かつ、1年を超えない期間の事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア事業区域の面積が500平方メートル未満であること。

イ土砂等については、茨城県又は本市と隣接する市の区域内から発生したものであること。

ウ改良土でないこと。

(4) 一戸建ての住宅若しくはこれに附属する建築物の建築又は自らの所有する庭の造成若しくは維持を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により行う事業で、事業区域の面積が1,000平方メートル未満のもの。ただし、1,000平方メートル未満の面積であっても、当該事業区域の土地に隣接する土地において、当該土地の事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものは除く。

(5) 農地を改良するための客土を行う事業で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした

土砂等のみを用いて行うこと。

イ事業区域の面積が2,000平方メートル未満であること。

(事業の許可申請)

第6条 条例第4条第2項の規定による許可を受けようとする事業主及び事業施工者（以下「事業主等」という。）は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及び付近の見取図
 - (2) 土地の登記事項証明書
 - (3) 契約書の写し
 - (4) 誓約書（様式第2号）
 - (5) 印鑑登録証明書
 - (6) 隣接地権者及び付近住民の同意書並びに区長の意見書
 - (7) 土地改良区又は維持管理組合の同意書
 - (8) 土砂等の搬入経路図
 - (9) 公図の写し及び周囲の土地利用状況図
 - (10) 現況平面図、現況縦横断面図及び面積計算書
 - (11) 計画平面図、計画縦横断面図及び雨水排水計画図
 - (12) 事業に用いる土砂等の発生場所に係る位置を示す図面
 - (13) 土砂等の発生処分フローシート（様式第3号）
 - (14) 排出現場ごとの土砂等発生証明書（様式第4号）及び土壌検査の濃度計量証明書。ただし、市発注工事現場において発生した土砂等を直接搬入する事業の場合は、土砂等発生証明書に代わり、公共工事請負契約書の写しを添付すること。
 - (15) 道路及び水路を占有する場合は、当該許可書の写し
 - (16) 道路使用許可書の写し（公衆用道路の場合）
 - (17) 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答の写し
 - (18) 農地については、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の規定による許可書、受理通知書の写し又は当該申請書等の写し
 - (19) 前号のほか、他の法令の規定により許可又は認可等を受けて行う事業にあつては、許可及び認可書又は当該申請書の写し
 - (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (許可の基準)

第7条 条例第5条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するもののうち、改良土を除くものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第5条第1号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とし、土砂等の水素イオン濃度指数が別表第1の2の中欄に掲げる基準であることとする。

3 条例第5条第1号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲げる基準値とする。

4 条例第5条第2号の規則で定める施工基準は、別表第2のとおりとする。

5 条例第5条第5号アの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（許可書の交付）

第8条 市長は、第6条の規定による申請に基づき、内容を審査し条例第5条第1号及び第2号に適合していると認めるときは、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可書（様式第5号）を事業主等に交付する。

（事業の開始の届出）

第9条 条例第7条の規定による届出は、事業開始届出書（様式第6号）により行うものとする。

（変更の許可申請）

第10条 条例第10条第1項の規定による許可申請は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業変更許可申請書（様式第7号）に、第6条に掲げる添付書類のうち変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

（変更許可書の交付）

第11条 市長は、前条の規定による申請に基づき、内容を審査し条例第5条に適合していると認めるときは、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業変更許可書（様式第8号）を事業主等に交付する。

（承継の届出）

第12条 条例第13条第2項の規定による届出は、承継届出書（様式第9号）に、第6条に掲げる添付書類のうち承継に係る書類を添えて届出を行うものとする。

（土壌の検査等）

第13条 第6条第14号及び条例第14条に規定する土壌の検査の試料採取は、市長の

指定する職員の立会のうえ，行わなければならない。

2 前項に規定する土壌の検査試料数は，1現場ごとに1試料とし別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により行わなければならない。

3 本条の規定により行われた土壌検査の結果の報告等は，土壌検査濃度計量証明書に，土壌の検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真を添付して行わなければならない。

(許可の取消し)

第14条 条例第15条の規定による許可の取消しは，土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積事業許可取消書（様式第10号）により行うものとする。

(勧告及び命令の様式)

第15条 条例第9条の規定による停止命令は事業停止命令書（様式第11号）により，原状回復命令は原状回復命令書（様式第12号）により，条例第16条の規定による改善勧告は改善勧告書（様式第13号）により，条例第17条，第18条第2項及び第19条第2項の規定による改善命令は改善命令書（様式第14号）によりそれぞれ行うものとする。

(事業の中止及び廃止の届出)

第16条 条例第18条第1項の規定による届出は，事業中止（廃止）届出書（様式第15号）により行うものとする。

(完了の届出)

第17条 条例第19条第1項の規定による届出は，事業完了届出書（様式第16号）により行うものとする。

(進行状況の報告)

第18条 条例第20条の規定による事業の進行状況の報告は，事業進行状況報告書（様式第17号）により行うものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は，身分証明書（様式第18号）とする。

(標識)

第20条 条例第22条の規定により事業区域の周囲に設置すべき標識は，事業表示板（様式第19号）及び危険防止表示板（様式第20号）によるものとする。

(公表の方法)

第21条 条例第23条の規定による公表は，市広報への掲載その他の方法により行うも

のとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の結城市長が管理する情報の公開に関する規則、第2条の規定による改正前の結城市長が管理する個人情報の保護に関する規則、第3条の規定による改正前の結城市空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の結城市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の結城市民活動支援センター条例施行規則、第8条の規定による改正前の結城市税条例施行規則、第9条の規定による改正前の結城市役所駅前分庁舎多目的スペースの使用に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の結城市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則、第11条の規定による改正前の結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の結城市社会福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の結城市生活保護法施行細則、第15条の規定による改正前の結城市永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付事務取扱細則、第16条の規定による改正前の結城市児童福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第18条の規定による改正前の結城市子ども・子育て支援法施行細則、第19条の規定による改正前の結城市老人福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の老人医療事務取扱細則、第21条の規定による改正前の結城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第22条の規定による改正前の結城市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第

23条の規定による改正前の結城市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録等に関する規則，第24条の規定による改正前の結城市地域生活支援事業の利用者負担に関する条例施行規則，第25条の規定による改正前の結城市身体障害者福祉法施行細則，第26条の規定による改正前の結城市身体障害者手帳の交付等に関する規則，第27条の規定による改正前の結城市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則，第28条の規定による改正前の結城市知的障害者福祉法施行細則，第29条の規定による改正前の結城市国民健康保険規則，第30条の規定による改正前の結城市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則，第31条の規定による改正前の結城市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則，第32条の規定による改正前の結城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則，第33条の規定による改正前の結城市浄化槽清掃業に関する規則，第34条の規定による改正前の結城市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則，第35条の規定による改正前の結城市企業誘致条例施行規則，第36条の規定による改正前の結城市都市計画法施行細則，第37条の規定による改正前の結城市道路管理及び占用に関する規則，第38条の規定による改正前の結城市法定外公共物管理条例施行規則，第39条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地認定事務取扱規則及び第40条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅新築認定事務施行細則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

付 則（平成29年3月30日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に着手している土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積行為については，なお従前の例による。

付 則（平成31年3月19日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の結城市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則別表第1の規定は，この規則の施行の日以後に結城市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則第13条第2項の規定によ

り採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第13条第2項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

付 則（令和元年6月28日規則第1号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則（令和元年12月20日規則第16号）

この規則は、令和元年12月20日から施行する。

別表第1（第7条，第13条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法（規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係

	業区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合 にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	事業区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合 にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法

1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.06ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注

		(6) 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

別表第1の2(第7条,第13条関係)

物質	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-2009「土懸濁液のpH試験方法」

別表第2(第7条関係)

施工基準

第1 共通基準

1 周辺対策

事業の施工に当たっては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

2 作業時間等

(1) 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとすること。

(2) 日曜日、祝日及び年末年始は、作業を行わないこと。

3 交通安全対策

(1) 土砂等搬入経路は、あらかじめ道路管理者と協議すること。

(2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。

(3) その他交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講じること。

4 安全対策

(1) 事業区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできるような柵又は塀を設けること。その構造は、高さ150センチメートル以上とし、風雨等により壊れないような構造とすること。

(2) 出入口は原則として1箇所とし、不法投棄がされないような構造とすること。

(3) 事業内容を示す事業表示板（様式第19号）を、出入口に設置すること。

(4) 危険防止のため危険防止表示板（様式第20号）を、事業場の周囲30メートル間隔に設置すること。

5 事故対策

(1) 市民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。

(2) 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施工に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。

(3) 事業施工中、事業の施工に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく市長に報告すること。

第2 個別基準

1 事業の施工上の基準

(1) 埋立て又は盛土の場合

ア 隣地境界との段差

50センチメートル未満とする。ただし、土地利用上やむを得ないと認められ、

かつ、安全性が認められるときはこの限りではない。

イ 土留めの措置 土砂の流出を防ぐため、適切な処置を行うこと。

ウ 転地替による掘削 地表から150センチメートル以内とする。

(2) たい積の場合

ア たい積の高さ 1山の高さは、250センチメートル以内とする。

イ 保安区域

たい積区域と隣接地とは250センチメートル以上の保安距離をとり、保安区域を確保すること。(なお、保安区域は、事業区域に含まない。)

ウ 土留めの措置

たい積区域の周囲には、土砂の流失を防ぐため適切な処置を行うこと。

2 排水施設

事業を施工する場合は、雨水及びその他の地表水を排出するために必要な施設を措置すること。

3 その他の基準

事業を施工する場合は、この施工基準によるほか、関係法令を遵守すること。